

西脇市・黒田庄町合併協議会

第18回会議資料

日時：平成17年7月27日（水） 午後1時30分～
場所：黒田庄町中央公民館
2F 大ホール

第18回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

と き 平成17年7月27日(水)
午後1時30分から
ところ 黒田庄町中央公民館
2F 大ホール

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

報告事項

報告第55号 西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程について

報告第56号 新市特別職報酬等検討委員会の検討結果について

報告第57号 特別職の身分の取扱いの具体的調整内容について

報告第58号 農林水産関係事業の取扱いの具体的調整内容(その2)について

報告第59号 建設関係事業の取扱いの具体的調整内容について

報告第60号 学校教育事業の取扱いの具体的調整内容について

報告第61号 社会教育事業の取扱いの具体的調整内容について

報告第62号 条例及び規則等の整備状況について

報告第63号 合併協定項目に係る調整内容の変更について

協議事項

協議第62号 平成17年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算(第1号)について

4 その他

新市発足に係る関連事務の調整について

協議会日程

第19回 9月14日(水) 午後4時~
黒田庄町中央公民館 2階 大ホール

報 告 事 項

報告第55号	西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程について	P 1 ~ P 4
報告第56号	新市特別職報酬等検討委員会の検討結果について	P 5 ~ P 12
報告第57号	特別職の身分の取扱いの具体的調整内容について	P 13 ~ P 15
報告第58号	農林水産関係事業の取扱いの具体的調整内容（その2）について	P 16 ~ P 19
報告第59号	建設関係事業の取扱いの具体的調整内容について	P 20 ~ P 21
報告第60号	学校教育事業の取扱いの具体的調整内容について	P 22 ~ P 23
報告第61号	社会教育事業の取扱いの具体的調整内容について	P 24 ~ P 25
報告第62号	条例及び規則等の整備状況について	P 26 ~ P 30
報告第63号	合併協定項目に係る調整内容の変更について	P 31 ~ P 32

報告第55号

西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程について

西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成17年7月27日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会 長 内 橋 直 昭

西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程

西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「西脇市助役」を「西脇市収入役」に改め、別表西脇市の項職名の欄を次のように改める。

職	名
収	入 役
教	育 長
企	画 総 務 部 長
企	画 課 長
総	務 課 長
財	政 課 長

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西脇市・黒田庄町合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会(以下「協議会」という。)幹事会(以下「幹事会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に付議すべき事項等について協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 幹事会に幹事長1名及び副幹事長1名を置く。

3 幹事長は黒田庄町助役をもって充て、副幹事長は西脇市収入役をもって充てる。

(会議)

第4条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第5条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 幹事会は、所掌事務に関する各事項の調査、研究・検討及び調整を行うため、幹事会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

(関係者の出席)

第7条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について、随時会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名
西 脇 市	収 入 役
	教 育 長
	企 画 総 務 部 長
	企 画 課 長
	総 務 課 長
	財 政 課 長
黒 田 庄 町	助 役
	収 入 役
	教 育 長
	企 画 振 興 課 長
	総 務 課 長
	総 務 課 長 補 佐

新市特別職報酬等検討委員会の検討結果について

新市特別職報酬等検討委員会の検討結果について、新市特別職報酬等検討委員会設置要綱第7条の規定により、委員長から答申があったので、別紙のとおり報告する。

平成17年7月27日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会 長 内 橋 直 昭

平成 17 年 5 月 25 日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭様

新市特別職報酬等検討委員会
委員長 竹内泰彦

新市の特別職報酬等の額について（答申）

平成17年3月4日付、西黒協第328号で諮問のあった新市の特別職報酬等の額について、本検討委員会において慎重に検討した結果、下記のとおり結論を得たので、新市特別職報酬等検討委員会設置要綱第7条の規定により答申します。

記

1 基本的事項

財政状況への配慮

わが国の経済情勢は、長引く景気の低迷により、依然として厳しい状況が続いている。

このような中、西脇市と黒田庄町は行財政の効率化を目指し合併することとなったが、新市においても、国の行財政改革による国庫補助金や地方交付税の削減が予想されるとともに、生産年齢人口の減少にともなう市税収入の減少が懸念されるなど、財源確保は一層厳しくなると考えられることから、新市の財政計画を圧迫しないような配慮をしながら、検討を行うこととした。

住民感情への配慮

合併の最も大きな効果は「行財政の効率化」であり、一昨年実施された住民アンケートにおいても、合併に対し「職員や議員の削減などによる、経費の削減や行財政運営の効率化」を期待する意見が多数であった。

このような状況において、住民と行政が一体となり新市への移

行を円滑に行うためにも、特別職の報酬等の額については住民にとって理解が得られやすい額とすべきとの認識を持ち、検討を行うこととした。

類似団体等との比較

新市は、その人口が約46千人に達し、人口規模等が類似する団体は県下に9市ある。

今回の検討に際しては、市と町の合併であることから、現西脇市の報酬額を基本に、これら類似団体及び現西脇市を含めた10市の平均値との比較や、近隣の合併先進市の例も参考にしながら検討を行うこととした。

また、合併に伴い市域が拡大し人口が増加する中で、現西脇市の金額を基本にすることは、結果的には減額に等しく、住民感情に配慮できることを確認した。

2 検討結果

概要

新市における特別職の職責は極めて重く、その責任の度合いや職務の困難度等を考慮しつつ、人口、財政規模等が類似する県内の類似団体の報酬等の額を参考にしながら検討を重ねた結果、新市の財政状況や現下の経済情勢を鑑み、住民の理解を得て行政運営を推進していくためには、現在の西脇市の額と同額とすることが妥当であると判断した。

報酬等の額

別紙のとおり

3 附帯意見

類似団体と比して、一部均衡を逸しているものもあるため、今後の経済情勢や新市の財政状況を見極めながら、新市の「特別職報酬等審議会」において、早期に見直し又は補正されることが望ましい。

新市における特別職報酬等の額

	職名	支払区分	報酬等の額 円	備考	
1	市長	月額	970,000	現西脇市と同額	
2	市長職務執行者	月額	970,000		
3	助役	月額	790,000	現西脇市と同額	
4	収入役	月額	700,000	〃	
5	教育長	月額	700,000	〃	
6	議会	議長	月額	490,000	〃
7		副議長	月額	430,000	〃
8		議員	月額	390,000	〃
9	教育委員会	委員長	月額	65,000	〃
10		委員	月額	55,000	〃
11	選挙管理委員会	委員長	月額	39,000	〃
12		委員	月額	30,000	〃
13		臨時に補充した委員	日額	7,800	〃
14	監査委員	学識経験者	月額	92,000	〃
15		議会選出委員	月額	37,000	〃
16	農業委員会	会長	月額	48,000	〃
17		副会長	月額	38,000	〃
18		委員	月額	35,000	〃
19	公平委員会	委員長	年額	89,000	〃
20		委員	年額	77,000	〃
21	固定資産評価審査委員会	委員	日額	8,300	〃
22	体育指導委員	委員	年額	27,000	〃
23	その他審議会等	委員	日額	7,800	〃

新市における特別職報酬等の額

	職 名	支払 区分	報酬等の額 円	備 考	
24	選挙管理委員会 (投開票関連)	投票管理者	1選挙	13,200	現西脇市と同額
25		期日前投票管理者	日額	11,200	〃
26		開票管理者	1選挙	13,200	〃
27		選挙長	1選挙	13,200	〃
28		投票立会人	1選挙	12,600	〃
29		期日前投票立会人	日額	9,600	〃
30		開票立会人	1選挙	12,600	〃
31		選挙立会人	1選挙	12,600	〃
32		消防団	団長	年額	205,000
33	副団長		年額	143,000	〃
34	分団長		年額	70,000	〃
35	副分団長		年額	49,000	〃
36	部長		年額	27,000	〃
37	班長		年額	7,700	〃
38	団員		年額	6,600	〃
39	出勤報酬		1回	480	〃

新市特別職報酬等検討委員会委員名簿

（敬称略）

	氏 名	市町名等	役 職 名
委員長	竹内 泰彦	西脇市	商工会議所副会頭
副委員長	森脇 賢治	黒田庄町	商工会会長
	足立 泰啓	西脇市	連合区長会副会長
	蓮池 昌美	西脇市	男女共同参画セミナー企画運営委員会委員長
	宮崎 春貴	西脇市	社会教育委員の会議議長
	森脇 勝	黒田庄町	社会福祉協議会会長
	北野 克明	黒田庄町	司法書士
	藤原 一志	黒田庄町	区長会長
	村井 寛子	共通	田園空間博物館理事
	森脇 久夫	共通	連合兵庫北播地域協議会議長

新市特別職報酬等検討委員会開催状況

第1回検討委員会

日時	平成17年3月4日 午後5時～午後6時10分
場所	西脇市生涯学習まちづくりセンター ホール
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の交付 ・ 委員長に竹内泰彦氏（西脇市）、副委員長に森脇賢治氏（黒田庄町）を選出 ・ 合併協議会会長より新市特別職報酬等の額について諮問 ・ 委員会要綱、スケジュール等について確認

第2回検討委員会

日時	平成17年4月7日 午後3時30分～午後5時
場所	西脇市生涯学習まちづくりセンター ホール
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討資料（新市の財政状況・類似団体、合併先進地の状況）に基づき常勤の特別職の給料額について協議 ・ 市長の給料額については、新市における財政状況や現下の経済情勢を考慮し、現在の西脇市の額を踏襲することが妥当であるとの意見で一致した。

第3回検討委員会

日時	平成17年4月25日 午後3時30分～午後4時30分
場所	西脇市生涯学習まちづくりセンター 会議室1
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤の特別職、議員について、市長との比率や県下類似団体の平均値を参考に協議 ・ 常勤の特別職、議員についても現在の西脇市の額とすることで意見が一致した。 ・ 市長との比率や県下類似団体の平均値と比較したとき、均衡を逸している部分については、新市において見直し又は補正をされたい旨を附帯することとした。

第 4 回 検討委員会

日時	平成 17 年 5 月 11 日 午後 3 時 30 分 ~ 午後 4 時 15 分
場所	西脇市生涯学習まちづくりセンター 会議室 2
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤の特別職の報酬額及び答申の内容について協議 ・ 常勤の特別職給料額や、議員の報酬額の協議の経緯を踏まえ、新市において早期に見直しされることを前提に、現西脇市の額とすることで意見が一致した。 ・ 答申の附帯意見に付随し、新市においては審議会を定期的で開催されるよう要望することとした。

第 5 回 検討委員会

日時	平成 17 年 5 月 25 日 午後 3 時 20 分 ~ 午後 4 時 20 分
場所	西脇市生涯学習まちづくりセンター 会議室 1
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申内容について協議し、答申書を確認 ・ 委員会終了後、合併協議会会長及び副会長に委員長が答申

特別職の身分の取扱いの具体的調整内容について

特別職の身分の取扱いの具体的調整内容について、次のとおり報告する。

平成17年7月27日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

確認内容	
市長、助役、収入役及び教育長 任期等は、法令の定めるところによる。 <u>給料の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。</u>	
議会議員及び農業委員会委員 <u>報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。</u> 在任特例期間中の選挙による農業委員会委員の報酬については、それぞれ現行の報酬額を適用する。 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員 委員の数、任期は法令の定めるところによる。 <u>報酬の額は、</u>	
西脇市の例により新市発足までに調整する。	
その他特別職 その他特別職（消防団を除く。）で新市において引き続き設置する必要のあるものは、 <u>現行の委員数、任期、報酬額を基に新市発足までに調整する。</u> <u>消防団員報酬及び手当てについては、西脇市の例により新市発足までに調整する。（消防団の取扱い）</u>	
平成16年2月19日	確認
平成16年9月30日	確認

具体的調整内容	
特別職の報酬等については、別紙のとおりとする。	

新市における特別職報酬等の額

	職 名	支払 区分	報酬等の額 円	備 考	
1	市 長	月額	970,000	現西脇市と同額	
2	市長職務執行者	月額	970,000		
3	助 役	月額	790,000	現西脇市と同額	
4	収 入 役	月額	700,000	〃	
5	教 育 長	月額	700,000	〃	
6	議 会	議長	月額	490,000	〃
7		副議長	月額	430,000	〃
8		議員	月額	390,000	〃
9	教育委員会	委員長	月額	65,000	〃
10		委員	月額	55,000	〃
11	選挙管理委員会	委員長	月額	39,000	〃
12		委員	月額	30,000	〃
13		臨時に補充 した委員	日額	7,800	〃
14	監査委員	学識経験 者	月額	92,000	〃
15		議会選出 委員	月額	37,000	〃
16	農業委員会	会長	月額	48,000	〃
17		副会長	月額	38,000	〃
18		委員	月額	35,000	〃
19	公平委員会	委員長	年額	89,000	〃
20		委員	年額	77,000	〃
21	固定資産評価審 査委員会	委員	日額	8,300	〃
22	体育指導委員	委員	年額	27,000	〃
23	その他審議会等	委員	日額	7,800	〃

新市における特別職報酬等の額

	職 名	支払 区分	報酬等の額 円	備 考	
24	選挙管理委員会 (投開票関連)	投票管理者	1選挙	13,200	現西脇市と同額
25		期日前投票管理者	日額	11,200	〃
26		開票管理者	1選挙	13,200	〃
27		選挙長	1選挙	13,200	〃
28		投票立会人	1選挙	12,600	〃
29		期日前投票立会人	日額	9,600	〃
30		開票立会人	1選挙	12,600	〃
31		選挙立会人	1選挙	12,600	〃
32		消防団	団長	年額	205,000
33	副団長		年額	143,000	〃
34	分団長		年額	70,000	〃
35	副分団長		年額	49,000	〃
36	部長		年額	27,000	〃
78	班長		年額	7,700	〃
38	団員		年額	6,600	〃
39	出勤報酬		1回	480	〃

農林水産関係事業の取扱いの具体的調整内容（その2）
について

農林水産関係事業の取扱いの具体的調整内容について、次のとおり報告する。

平成17年7月27日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

確認内容
農業関係事業 イ 合併の前日における認定農業者については、新市の認定農業者とする。また、認定基準については新市発足時に統一する。 ウ 農業振興に係る市町単独補助事業については、新市発足時に再編する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。 エ 生産調整（転作）については、新市発足時に西脇市の例により調整する。 キ 農業関係資金利子補給制度については、新市発足時に再編する。
平成16年9月6日確認 平成16年11月5日（再協議）確認

具体的調整内容
農林水産関係事業の取扱いについては、別紙のとおりとする。

	現 況		具体的調整結果
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
農業関係事業	概要 高度な技術と優れた経営感覚を有する農家を育成するため、農家が作成する農業経営改善計画を認定し、支援する。	概要 同左	認定基準 目標所得 年間700万円以上 目標労働時間 2,000時間以内 年齢制限 なし
イ 農業経営改善計画の認定基準	認定基準 目標所得 年間800万円以上 目標労働時間 2,000時間以内 年齢制限 なし 支援策 資金の融資、税制の特例、農用地利用集積の優遇等	認定基準 目標所得 年間700万円以上 目標労働時間 同左 年齢制限 同左 支援策 同左	支援策 資金の融資、税制の特例、農用地利用集積の優遇等
ウ 農業振興市町単独補助事業	西脇市農業振興事業 産地づくり奨励 計画的に集団転作を実施している営農組合に対して、麦・大豆・飼料作物・藍については、15,000円以内/10a、みつ源れんげについては、500円以内/10aを集団転作面積に乗じた額、指定野菜栽培農家に対して、10,000円以内/10aを栽培面積に乗じた額を交付 ハウス栽培奨励 周年栽培を目指すハウス栽培農家に対してハウス建設費の5分の1以内を交付（上限30万円） 担い手農家の育成 農作物栽培用機械の整備を必要とする営農組合及び指定野菜栽培農家に対して農業機械費用の3分の1以内を交付（上限100万円）	集団営農用機械施設整備事業 集落で運営する営農集団の転作作物の収量・品質の安定化と生産性の向上に向けた機械整備に対して、機械費用の2分の1を交付（上限50万円） 飼料用稲わら展示ほ設置事業 粗飼料の完全自給と転作作物の奨励のための展示ほ設置に対して、10,000円/10aを交付 特別栽培米推進補助金 こしひかりを減農薬・減化学肥料で栽培し消費者と提携して生産活動を行う栽培グループに対して、50,000円/地区を交付 有機の里づくり推進事業については、現行のまま新市に引き継ぐことを確認済	西脇市農業振興事業奨励金交付規程 産地づくり奨励 計画的に集団転作を実施している営農組合に対して、麦・大豆・飼料作物・藍については、15,000円以内/10a（同一ほ場につき1作物のみを対象）、みつ源れんげについては、500円以内/10a（麦・大豆等を同一ほ場で作付けした場合には対象外）、指定野菜栽培グループに対して、10,000円以内/10aを栽培面積に乗じた額を交付 ハウス栽培奨励 周年栽培を目指すハウス栽培農家に対してハウス建設費の5分の1以内を交付（上限30万円） 担い手農家の育成 農作物栽培用機械の整備を必要とする営農組合、畜産団体及び指定野菜栽培グループに対して農業機械費用の3分の1以内を交付（上限100万円） 豊かな土づくり奨励

	現 況		具体的調整結果
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
	<p>豊かな土づくり奨励 堆肥を施用し、豊かな土づくりを推進した農会に対して豊かな土づくりに使用した堆肥1トン当たり1,500円以内を交付</p> <p>農用地利用集積奨励 耕作経営面積100アール以上の農地集積農家で、100アールを超えた面積のうち当該年度において利用集積を図った面積に対して、利用権設定期間3年以上5年未満の場合は10,000円以内/10a、5年以上の場合は15,000円以内/10aを乗じた額を交付</p> <p>地域特産開発奨励 地域特産開発グループの農産物の特産品開発にかかる活動（会議費等）に対して、構成員10人以下の場合は50,000円以内、（10人増えるごとに50,000円増）を交付（上限30万円）</p> <p>地域農業活動奨励 地区農会の活性化を図るための活動（会議費等）に対して、20,000円以内を交付</p>		<p>堆肥を施用し、豊かな土づくりを推進した農会に対して豊かな土づくりに使用した堆肥1トン当たり1,500円以内を交付</p> <p>農用地利用集積奨励 耕作経営面積200アール以上の農地集積農家で、200アールを超えた面積のうち当該年度において利用集積を図った面積に対して、利用権設定期間3年以上5年未満の場合は10,000円以内/10a、5年以上の場合は15,000円以内/10aを乗じた額を交付</p> <p>地域特産開発奨励 地域特産品開発グループの農産物の特産品開発にかかる活動（会議費等）に対して、構成員10人以下の場合は50,000円以内、（10人増えるごとに50,000円増）を交付（上限30万円）</p> <p>地域農業活動奨励 地区農会の活性化を図るための活動（会議費等）に対して、20,000円以内を交付</p> <p>有機の里づくり推進活動奨励 有機の里づくり推進事業を実施するグループに対して、45,000円以内を交付</p> <p>西脇市飼料用稲わら推進事業奨励金 国産稲わらの自給率向上を図るとともに、自給粗飼料確保による畜産農家の経営の安定を図ることを目的として、飼料稲わら推進事業を実施する畜産団体に対し、10,000円以内/10aを交付</p>

	現 況		具体的調整結果
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
工 生産調整（転作） 関係事業	<p>市単独補助金</p> <p>目的 農地の集団的土地利用を推進するとともに、担い手農家等の育成と特色ある農業経営を推進することを目的とする。</p> <p>内容 計画的に集団転作を実施している営農組合に対して、麦・大豆・飼料作物・藍については、15,000円以内/10a、みつ源れんげについては、500円以内/10aを集団転作面積に乗じた額、指定野菜栽培農家に対して、10,000円以内/10aを栽培面積に乗じた額を交付</p>	<p>町単独補助事業</p> <p>目的 生産調整を地域で円滑に実施するための集団化促進事業。助成金需給体系における有利性、集落における生産調整事務の効率かつ簡素化に大きく寄与する団地形成土地利用集積の維持を図る。</p> <p>内容 水田農業経営確立対策の団地化及び土地利用集積型並びにこれらに隣接する農地については、5,600円/10a、その他団地化志向等については、2,800円/10aを交付</p>	<p>西脇市農業振興事業</p> <p>目的 農地の集団的土地利用を推進するとともに、担い手農家等の育成と特色ある農業経営を推進することを目的とする。</p> <p>内容 計画的に集団転作を実施している営農組合に対して、麦・大豆・飼料作物・藍については、15,000円以内/10a（同一ほ場につき1作物のみを対象）、みつ源れんげについては、500円以内/10a（麦・大豆・藍・飼料作物を同一ほ場で作付けした場合には対象外）、指定野菜栽培グループに対して、10,000円以内/10aを栽培面積に乗じた額を交付 （西脇市農業振興事業奨励金交付規程）</p>
キ 農業関係資金利子 補給制度	<p>利子補給対象資金</p> <p>農業近代化資金</p> <p>美しい村づくり資金</p>	<p>利子補給対象資金</p> <p>美しい村づくり資金（名称変更）</p> <p>農業経営基盤強化資金</p>	<p>利子補給対象資金</p> <p>農業近代化資金</p> <p>美しい村づくり資金</p> <p>農業経営基盤強化資金</p> <p>（農業経営基盤強化資金については、黒田庄町地域のみを対象）</p>

建設関係事業の取扱いの具体的調整内容について

建設関係事業の取扱いの具体的調整内容について、次のとおり報告する。

平成17年7月27日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

確認内容
急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者分担金は、新市発足時に黒田庄町の例により調整する。
平成16年8月26日確認

具体的調整内容
建設関係事業については、別紙のとおりとする。

	現 況		具体的調整結果
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
急傾斜地崩壊 対策事業	<p>【事業の概要】 急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地の土地の崩壊を防止するための施設を造り、土地の崩壊を防止する。県の事業であるが、工事に要する費用の一部をその利益を受ける者から分担金として徴収することができる。</p> <p>【事業費の負担割合等】 地元分担金を徴収する規定なし。 近年、事業実施箇所なし。</p>	<p>【事業の概要】 同 左</p> <p>【事業費の負担割合等】 受益者分担金については、町負担の3 / 1 0 平成15～17年度事業実施あり。</p>	<p>【分担金の率】 受益者分担金については、市負担の3 / 1 0 減免措置あり。</p>

学校教育事業の取扱いの具体的調整内容について

学校教育事業の取扱いの具体的調整内容について、次のとおり報告する。

平成17年7月27日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

確認内容
奨学資金については、新市発足時に貸付事業を再編し、給付事業を廃止する。ただし、合併の前日までに両市町で認定したものについては、現行の制度を適用する。
平成16年7月29日確認

具体的調整内容
奨学資金については、別紙のとおりとする。

項目	現 況		具体的調整結果
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
奨学資金	<p>【西脇市奨学金貸付事業】</p> <p>1 対象者 西脇市に1年以上居住し、住民登録又は外国人登録を有する者（修学のため転出している者を含む。） 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学に在学する学校長の推薦がある者 経済的な理由により修学が困難な者 他の奨学金（無利息）その他これに類するものを受けていない者</p> <p>2 貸付金額（月額） 高等学校、高等専門学校 国公立 15,000円 私立 20,000円 短期大学、大学 国公立、私立 30,000円</p> <p>3 返還方法 貸付終了後12か月を経過したときから貸付期間の2倍の期間内に返還（無利子）</p>	<p>【黒田庄町ふるさと奨学金貸付事業】</p> <p>1 対象者 原則として新たに大学（短期大学含む。）に入学した者 経済的な理由等により、修学が困難な者 黒田庄町英才教育奨学金を受けていない者</p> <p>2 貸付金額（月額） 短期大学、大学 50,000円</p> <p>3 返還方法 貸付期間終了の翌月から起算して6か月を経過した後10年以内に返還（無利子） ただし、黒田庄町に現に居住している間は返還を免除する。</p>	<p>【西脇市奨学金貸付事業】</p> <p>1 対象者 西脇市に1年以上居住し、住民登録又は外国人登録を有する者（修学のため転出している者を含む。） 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学に在学する学校長の推薦がある者 経済的な理由により修学が困難な者 他の奨学金（無利息）その他これに類するものを受けていない者</p> <p>2 貸付金額（限度額/月額） 高等学校、高等専門学校 国公立 15,000円 私立 30,000円 短期大学、大学 国公立、私立 50,000円</p> <p>3 返還方法 貸付終了後12か月を経過したときから貸付期間の2倍の期間内に返還（無利子）</p>

社会教育事業の取扱いの具体的調整内容について

社会教育事業の取扱いの具体的調整内容について、次のとおり報告する。

平成17年7月27日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

確認内容
各種スポーツ大会については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、黒田庄町の事業については地域振興事業として調整する。
平成16年9月6日確認

具体的調整内容
社会教育事業については、別紙のとおりとする。

現 況			具 体 的 調 整 結 果
西 脇 市	名 称	主 催	開催時期
	市民体育大会	西脇市体育協会、西脇市、西脇市教育委員会	総合開会式は毎年10月の第1日曜日 加盟団体ごとに異なる。
	「日本のへそ」西脇 子午線マラソン大会	西脇子午線マラソン大会実行委員会	毎年12月の第2日曜日
	東播磨地区高校駅伝 競走大会	兵庫県高等学校体育連盟東播支部・ 兵庫陸上競技協会	毎年10月
黒 田 庄 町	名 称	主 催	開催時期
	町民体育祭	黒田庄町、町民体育祭実行委員会	5年毎
	町内一周駅伝競走 大会	黒田庄町（主管：黒田庄町体育協会）	毎年11月
	ファミリー駅伝 競走大会	黒田庄町体育協会	毎年2月
	元旦走ろう会	黒田庄町体育協会	毎年1月
	球技大会（野球・ ソフトボール・ 家庭バレーボール・ 卓球）	黒田庄町体育協会	球技ごとに異なる。
			<p>西脇市のスポーツ大会については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>現町民体育祭については、黒田庄地域の地域振興事業として推進する。</p> <p>その他のスポーツ大会については、当分の間、（仮称）黒田庄スポーツ振興会（現黒田庄町体育協会を改称）が推進する。</p>

条例及び規則等の整備状況について

条例及び規則等の整備状況について、次のとおり報告する。

平成17年7月27日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

確認内容
協議会で、協議・確認された各種事務事業等の調整方針に基づき、以下の区分により整備するものとする。 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの
平成16年1月20日確認

整備状況		
区 分	即時施行	暫定施行
条 例	1 8 1 件	1 2 件
規 則 (市長部局)	1 5 5 件	7 件
なお、今回報告の件数は、今後の作業の中で、統合や施行区分の変更により増減する場合がある。		
協定項目に関する条例の概要は別紙参考資料のとおり。		

総合ID	新例規名	概要
00070	西脇市役所の位置を定める条例	地方自治法の規定により西脇市役所の位置を西脇市郷瀬町605番地と定める。
00550	西脇市部設置条例	地方自治法の規定により市長の権限に属する事務を分掌させるため部を設ける。 4部を置く。 企画総務部 福祉生活部 建設経済部 上下水道部
00561	西脇市支所設置条例	市長の権限に属する事務を分掌させるため支所を置く。 名称：黒田庄地域総合事務所
01230	西脇市職員定数条例	地方自治法の規定により一般職の職員の定数について定める。 (現定数を合算し、761人(現員相当数)と定める。)
01760	西脇市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例	地方自治法の規定により議員の報酬及び費用弁償等について定める。 議長49万円 副議長43万円 議員39万円
01770	西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	地方自治法の規定により非常勤の特別職の報酬及び費用弁償等について定める。
01790	西脇市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例	地方自治法の規定により市長、助役、収入役の給与及び旅費について定める。 市長97万円 助役79万円 収入役70万円
01800	西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例	教育公務員特例法の規定により教育長の給与等について定める。 教育長70万円
02640	西脇市税条例	地方税法の規定により西脇市の市税を定める 市民税 税率：現行どおり 納期：普通4期 集合は18年度から10期 法人市民税 税率：20年度から14.7%に統合 固定資産税 税率：現行どおり 納期：普通4期 集合は18年度から10期 軽自動車税 税率：現行どおり 納期：5月11日～5月31日 市たばこ税及び鉱産税 現行どおり 都市計画税 現行どおり

		固定資産評価審査委員会委員 4 人
02770	西脇市手数料条例	地方自治法の規定により諸証明等の事務の手数料について定める。主な証明手数料250円
02892	西脇市福祉医療費助成条例	老人、重度心身障害者、乳幼児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児に対し医療費の一部を助成することについて定める。 乳児：入院、外来とも無料 所得制限なし 幼児（3歳未満）：入院、外来とも無料 所得制限あり 幼児（3歳以上）：入院、外来とも一部負担あり 所得制限あり 母子家庭等：入院、外来とも一部負担あり 所得制限あり
03020	西脇市立保育所条例	児童福祉法の規定により保育所を設置する。 くすのき保育園 あゆみ保育園 保育内容の充実を図るため保育園運営委員会を置く。
03970	西脇市国民健康保険条例	国民健康保険事業及び運営協議会について定める。 給付：出産一時金30万円、葬祭費5万円 運営協議会：被保険者代表4人 保険医又は保険薬剤師4人 公益4人 保険者2人
04040	西脇市国民健康保険税条例	目的税として課する国民健康保険税について定める。 基礎課税額：所得割 0.072、資産割0.11、均等割26,000、平等割28,000 介護納付金課税額：所得割0.0194、資産割0.012、均等割 9,400、平等割 5,400 (H17年度は従前の例)
04070	西脇市介護保険条例	介護保険法の規定により介護保険料について定める。 保険料率：H17年度は従前の例 (H18年度以降は新市介護保険事業計画において定める。) 納期：10期 介護保険運営協議会を置く 委員：15人以内

04240	西脇市産業立地促進措置 条例	市内に工場を新設する企業に対する奨励措置 について定める。 奨励措置 用地取得費の1/4以内：1億円限度 企 業施設の床面積に対する奨励金：5千万円限 度 公共施設の新設又は改良：企業施設の 5年間の固定資産税相当額限度 特別奨励金 規則で定める企業に償却資産の1%相当額 ：5千万円限度
04641	西脇市急傾斜地崩壊対策 事業分担金徴収条例	地方自治法の規定により急傾斜地崩壊対策事 業に要する経費の一部として徴収する分担金 について定める。受益者分担金の率 市負担 の3/10（継続事業は従前の例）
04290	西脇市農業委員会の選挙 による委員の定数に関す る条例	農業委員会等に関する法律により選挙による 農業委員の定数を20人と定める。
04420	西脇市生活排水処理施設 条例	農業集落排水処理施設及びコミュニティプラ ントの管理及び使用について定める。（料金 体系は西脇地区、黒田庄地区の2制度 使用 料総額表示）
04470	西脇市土地改良事業分担 金徴収条例	土地改良法及び地方自治法の規定により土地 改良事業に要する経費の一部として徴収する 分担金について定める。 （継続事業は従前の例）
04720	西脇市営住宅条例	公営住宅法及び特定優良賃貸住宅の供給の促 進に関する法律の規定により市営住宅の設置 及び管理について定める。入居の公平適正の ため入居者選考委員会を置く。
05070	西脇市下水道条例	都市計画事業により設置する公共下水道の管 理及び使用について定める。 （使用料総額表示）
05081	西脇市黒田庄地区下水道 条例	特定環境保全公共下水道事業により設置する 公共下水道の管理及び使用について定める。 （使用料等総額表示）
05230	西脇市消防団の設置等に 関する条例	消防組織法の規定により消防団の設置及び組 織等について定める。団員定数は1033人 勤続年数は合併前の年数を引き継ぐ。

05670	西脇市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例	幼稚園の設置並びに入園料及び保育料について定める。 入園料： 5,000円 保育料： 5,000円 (H 17年度は従前の例)
05690	西脇市立学校給食センター条例	給食センターの設置及び管理運営について定める。 西脇学校給食センター 黒田庄学校給食センター 給食センター運営委員会を置く。委員：10人以内
05780	西脇市奨学金貸付条例	就学困難なものに対し貸し付ける奨学金について定める。対象者：高校、高専、短大、大学 金額：高校、高専 15,000 (私立30,000) ：短大、大学 50,000 (合併前に認定を受けた者については従前の例)
06520	西脇市水道事業給水条例	水道事業における給水区域、料金及び給水装置工事の費用負担その他供給条件について定める。(料金は西脇地区、黒田庄地区の2制度 料金総額表示)

報告第63号

合併協定項目に係る調整内容の変更について

合併協定項目に係る調整内容の変更について、別紙のとおり報告する。

平成17年7月27日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

合併協定項目に係る調整内容の変更一覧表

番号	協定項目	協議番号 確認年月日	確認済みの調整内容	変更後の調整内容	備考
22-17	各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その1）	協議第39号 16. 6 .30	～ 略 検針及び料金徴収については、 <u>新市発足時に西脇市の例により統合する。</u>	～ 略 検針及び料金徴収については、 <u>合併年度は現行のとおりとし、平成18年度から西脇市の例により統合する。</u>	内容変更
22-17	各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）	協議第48号 16. 8 .25	略 下水道使用料については、 <u>当の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。納付方法については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</u> 略	略 下水道使用料については、 <u>当の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。納付方法については、合併年度は現行のとおりとし、平成18年度から西脇市の例により統合する。</u> 略	内容変更
22-18	各種事業（学校教育事業）の取扱い	協議第45号 16. 7 .29	～ 略 学校給食センターについては、 <u>現行のまま新市に引き継ぎ、給食費等については、新市発足時に再編する。</u>	～ 略 学校給食センターについては、 <u>現行のまま新市に引き継ぐ。給食費については、合併年度は現行のとおりとし、平成18年度から段階的に調整し、平成20年度に西脇市の例により統合する。</u> <u>納付方法については、平成18年度から西脇市の例により統合する。</u>	内容変更

協 議 事 項

協議第62号	平成17年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第1号） について	P 1 ~ P 7
--------	--------------------------------------	-----------

協議第62号

平成17年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第1号）
について

平成17年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第1号）を別紙
のとおり定めたので、西脇市・黒田庄町合併協議会財務規程第4条第
2項の規定により、承認を求める。

平成17年7月27日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会 長 内 橋 直 昭

平成17年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第1号）について

平成17年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,840千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,563千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成17年7月27日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会 長 内 橋 直 昭

第 1 表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	1 負担金	7,400	6,400	1,000
2 繰越金	1 繰越金	1	3,560	3,561
歳入合計		7,403	2,840	4,563

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費	2 事業推進費	5,352	2,840	2,512
歳出合計		7,403	2,840	4,563

平成17年度

西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第1号）説明書

歳入歳出予算補正（第1号）事項別明細書

1 総括

（歳入）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	7,400	6,400	1,000
2 繰越金	1	3,560	3,561
歳入合計	7,403	2,840	4,563

（歳出）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				国県支出金	その他	一般財源
1 総務費	7,253	2,840	4,413	0	0	2,840
歳出合計	7,403	2,840	4,563	0	0	2,840

2 歳 入

第 1 款 分担金及び負担金

第 1 項 負担金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負担金	7,400	6,400	1,000	1 負担金	6,400	市町負担金
計	7,400	6,400	1,000			

第 2 款 繰越金

第 1 項 繰越金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	3,560	3,561	1 前年度 繰越金	3,560	前年度繰越金
計	1	3,560	3,561			

3 歳 出

第 1 款 総 務 費

第 2 項 事業推進費

(単 位 千 円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				国県支出金	その他	一般財源	区 分	金 額	
1 協議会費	669	149	520	0	0	149	11 需 用 費	51	食糧費
							13 委 託 料	200	会議録作成委託料
2 調査研究 費	3,071	2,622	449	0	0	2,622	8 報 償 費	480	市章選定に係る賞金等
							12 役 務 費	442	市章選定に係る郵送料
							13 委 託 料	1,700	市章選定に係る調査業務等 委託料
3 広 報 費	1,612	69	1,543	0	0	69	8 報 償 費	10	開市式案内状筆耕謝礼
							11 需 用 費	6	協議会だより印刷製本費 31
							12 役 務 費	20	開市式案内状印刷費等 37
							13 委 託 料	105	ホームページ更新委託料
計	5,352	2,840	2,512	0	0	2,840			

